

平成25年度 事務事業評価シート

平成24年度に実施した事業を評価しています

事務事業名称	集会施設等整備					継続								
コード	24	-	18	-	01	-	00	予算事業名	集会施設等整備					
担当部署	市民部	市民活動支援課		自治振興担当		予算事業コード	会計	10	款	02	項	01	目	11

1. 事業の位置付けと関連計画、関連事業等

第三次川越市総合計画上の位置付け(太枠内)		位置付けなしの場合	法令による実施義務	義務ではない
基本目標(章)	6章	人と人とのつながりを感じ、安全で安心して暮らせるまち	実施計画事業名	なし
方向性(節)	1節	ふれあいと思いやりのある地域社会の形成	個別計画等の名称	なし
施策	1	地域コミュニティ活動の推進	当事業に関連する事務事業	意識の啓発と自治会設立支援
細施策	3	コミュニティ施設の充実		
事業実施の根拠となる法令・条例等	川越市自治会集会施設等整備事業補助金交付要綱			

2. 事業の目的と概要

事業の目的 (誰・何を対象に、何のために実施するのか)	自治会集会施設の修繕等の整備を支援し、コミュニティ活動の推進を図る。
事業の概要 (活動内容、実施手段・方法など)	自治会集会施設の修繕・増改築、集会施設用地の賃借、自治会会議会場借上げに対し補助金を交付する。

3. 実施にかかるコストと実績

(単位:千円)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
予算額	36,278	31,276	40,817	42,467	36,819	
(25年度予算額大幅増/減の理由)						
事業費 A	32,255	31,098	38,217	39,339	36,819	37,000
人件費 B	954	954	954	954	2,054	2,054
総コスト(C = A + B)	33,209	32,052	39,171	40,293	38,873	39,054
正規職員(1年間の従事人数)	0.13人	0.13人	0.13人	0.13人	0.28人	0.28人
臨時職員(1年間の従事人数)	0.00人	0.00人	0.00人	0.00人	0.00人	0.00人
国県支出金 D	0	0	0	0	0	0
その他特定財源 E	0	0	0	0	0	0
市の財政負担(= C - D - E)	33,209	32,052	39,171	40,293	38,873	39,054

25年度、26年度の事業費、人件費は見込額  
臨時職員の給与も、人件費に含みます。

4. 成果指標・活動指標による分析

評価指標	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度目標値	将来目標値
活動 補助金交付件数	件	95	104	125	122	102	27年度 110
指標の定義・説明	修繕、用地賃貸借、会場借上げ補助事業の合計数						
指標の定義・説明							
指標の定義・説明							
指標の定義・説明							
指標に基づく評価	自治会活動の拠点となる集会施設の多くが老朽化しており、バリアフリー化への対応、エアコン設置、屋根塗装等の要望に対応し、地域のコミュニティ活動の推進に必要な施設整備を推進していく。						

5. 事業の実施を通じた分析

(1) 現在の課題と状況	有効性に課題	効率性に課題		
自治会の集会施設は261棟であり、建築年度の古いものが多く、今後もバリアフリー化や老朽化に伴う修繕、また設備更新の要望が多くなると想定される。 件数の増加に対応した見直しを検討する必要がある。(補助率の見直し等)				
(2) 比較参考値(他市での類似事業の例など)				
平成23年度に中核市を対象に実施した調査では、年間予算枠を設定する市や申請に基づき毎年予算額が変動する市に分かれている。				
(3) 事業を廃止・縮小したときの影響				
集会施設の修繕補助が無くなると自治会費で賄うこととなるが、自治会によっては自治会費の増額が必要となり自治会会員の反発や自治会離れが予想され自治会活動が縮小すると思われる。				

## 平成25年度事務事業評価 方向性提示シート

所管部署		市民部				市民活動支援課	自治振興担当
事務事業名称		24	18	01	00	集会施設等整備	
今後3年間の方向性	25年度	継 続					
	26年度	継 続					
	27年度	継 続					

## 川越市行政評価・外部評価（市民活動支援課）

### 事業名

集会施設等整備について

・根拠 川越市自治会集会施設等整備事業補助金交付要綱

### ・制度の概要

補助メニュー	補助額	限度額
土地の取得	当該経費の1 / 2以内	700万円
用地の賃貸借	当該経費の2 / 3以内	50万円
集会所の増改築等	当該経費の2 / 3以内	200万円
会場の借上げ	当該経費の2 / 3以内	2万円

### ・補助金額の算出方法

（例）集会所の増改築等の補助金額

$$= \text{工事金額} \times 2 / 3 \quad \text{千円未満切捨} \quad \text{限度額} 200 \text{万円}$$

## 川越市自治会集会施設等整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域住民の公正な自治意識の高揚と福祉の増進を図るため、自治会が主体となつて実施する公共的施設等の整備に要する経費に対する補助金の交付に関し、川越市補助金等の交付手続等に関する規則(昭和54年規則第9号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、別途市の補助金交付対象に該当したものを除き、次に掲げるもので、公共性が強く、市行政の基本方針に沿い、かつ、関係地区住民の協力が得られるものとする。

- 一 公民館、集会所その他公共的施設の整備(土地の取得、賃貸借、建物の新築、増築、改築、修繕等)に関する事業
- 二 自治会の会議開催に当たり使用する会場借上げに関する事業
- 三 その他市長が特に必要と認める事業

(補助額)

第3条 補助金の額は、次のとおりとする。

- 一 土地の取得に関する事業 事業に要する経費の2分の1以内。  
ただし、7百万円を限度とする。
- 二 土地の賃貸借に関する事業 事業に要する経費の3分の2以内。  
ただし、1の年度(4月1日から翌年3月31日までをいう。第4号及び次条第2号において同じ。)において50万円(年度の途中で賃貸借契約を締結したとき又は解除したときは、月割りによつて計算した額)を限度とする。
- 三 建物の新築、増築、改築、修繕等に関する事業  
事業に要する経費の3分の2以内。但し、2百万円を限度とする。
- 四 会議会場借上げに関する事業 事業に要する経費の3分の2以内。  
ただし、1の年度において2万円を限度とする。

(申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、次の各号に掲げる補助事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に規定する様式によるものとする。

- 一 土地の取得及び賃貸借に関する事業 様式第1号
- 二 建物の新築、増築、改築、修繕等に関する事業 様式第2号
- 三 会議会場借上げに関する事業 様式第3号

2 規則第4条第1項の申請書の提出期限は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

- 一 前条第1号及び第3号に掲げる事業 事業を開始しようとする日の14日前の日
- 二 前条第2号に掲げる事業 当該年度の事業に要する経費を当該年度の1月31日
- 三 前条第4号に掲げる事業 当該年度の事業に要する経費を当該年度の2月末日

(添付書類の省略)

第5条 規則第4条第2項第1号及び第2号に掲げる文書の添付は要しない。

(交付決定通知書の様式)

第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、次の各号に掲げる補助事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に規定する様式によるものとする。

- 一 土地の取得及び賃貸借に関する事業 様式第4号
- 二 建物の新築、増築、改築、修繕等に関する事業 様式第5号
- 三 会議会場借上げに関する事業 様式第6号

(報告書の様式等)

第7条 規則第13条の報告書の様式は、次の各号に掲げる補助事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に規定する様式によるものとする。

- 一 土地の取得及び賃貸借に関する事業並びに建物の新築、増築、改築、修繕等に関する事業 様式第7号
- 二 会議会場借上げに関する事業 様式第8号

2 規則第13条の報告書には、補助事業の成果及び収支に係る事項を記載した書類を添付しなければならない。

(報告書の提出時期)

第8条 規則第13条の報告書の提出時期は、補助事業の完了(補助事業の廃止及び事業年度終了の場合を含む。)後30日以内とする。

(補助金確定通知書の様式)

第9条 規則第14条に規定する補助金額の確定の通知は、様式第9号により行うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行し、昭和58年度分の補助金から適用する。

2 川越市自治会集会施設等整備事業補助金交付要綱(昭和49年4月1日決裁)は、廃止する。

附 則(昭和62年3月28日告示第57号)

この告示は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成元年7月20日告示第166号)

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の川越市自治会集会施設等整備事業補助金交付要綱の規定は、平成元年度分の補助金から適用する。

附 則(平成2年3月30日告示第84号)

この告示は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成2年6月18日告示第166号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の川越市自治会集会施設等整備事業補助金交付要綱の規定は、平成2年度分の補助金から適用する。

附 則(平成5年8月11日告示第245号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の川越市自治会集会施設等整備事業補助金交付要綱の規定は、平成5年度分の補助金から適用する。

附 則(平成9年8月12日告示第210号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年12月20日告示第489号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の川越市自治会集会施設等整備事業補助金交付要綱の規定は、平成16年度分の補助金から適用する。

附 則(平成22年1月20日告示第21号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

## 集会施設等整備について

### 平成22～24年度 集会施設等整備(用地の賃貸借)

(単位:円)

年度	自治会名	年額賃料	補助金額	自治会負担額	所在地
22	喜多町 他38自治会	10,846,328	7,162,000	3,684,328	喜多町 他
23	喜多町 他39自治会	11,083,328	7,320,000	3,763,328	喜多町 他
24	喜多町 他40自治会	11,110,958	7,297,000	3,813,958	喜多町 他

### 平成22～24年度 集会施設等整備(集会所の増改築等)

(単位:円)

年度	自治会名	工事金額	補助金額	自治会負担額	工事内容
22	牛子 他52自治会	37,547,012	23,779,000	13,768,012	畳表替え、廊下床張り替え、他
23	南田島 他72自治会	48,269,811	30,730,000	17,539,811	外壁屋根塗装、樋戸袋工事、他
24	宮元町 他68自治会	48,341,953	31,883,000	16,458,953	床改修、畳表替え、建具設置、他

他の主な工事 エアコン設置、床下改修工事、トイレ改修、屋根吹替え工事、玄関改修工事、塗装板金工事、収納棚設置、床改修

### 平成22～24年度 集会施設等整備(会場借上げ)

(単位:円)

年度	自治会名	借上げ料金	補助金額	自治会負担額	借上げ会場名
22	田町 他11自治会	357,450	157,000	200,450	野田神社 他
23	田町 他11自治会	425,200	159,000	266,200	野田神社 他
24	田町 他11自治会	412,000	159,000	253,000	野田神社 他

平成25年度 事務事業評価シート

平成24年度に実施した事業を評価しています

事務事業名称	自治会集会所建設補助					継続						
コード	24	-	18	-	03	-	00	予算事業名	自治会集会所建設補助			
担当部署	市民部	市民活動支援課	自治振興担当	予算事業コード	会計	10	款	02	項	01	目	11

1. 事業の位置付けと関連計画、関連事業等

第三次川越市総合計画上の位置付け(太枠内)	位置付けなしの場合	法令による実施義務	義務ではない	
基本目標(章)	6章	人と人とのつながりを感じ、安全で安心して暮らせるまち	実施計画事業名	自治会集会所建設補助
方向性(節)	1節	ふれあいと思いやりのある地域社会の形成	個別計画等の名称	なし
施策	1	地域コミュニティ活動の推進	当事業に関連する事務事業	集会施設等整備
細施策	3	コミュニティ施設の充実		
事業実施の根拠となる法令・条例等	川越市自治会集会所建設事業補助金交付要綱			

2. 事業の目的と概要

事業の目的 (誰・何を対象に、何のために実施するのか)	自治会が建設する集会施設の新築等の整備を支援し、コミュニティ活動の推進を図る。
事業の概要 (活動内容、実施手段・方法など)	自治会集会施設の新築等の整備にあたり、必要な支援とともに建設費に対する補助金を交付する。

3. 実施にかかるコストと実績

(単位:千円)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
予算額	0	10,000	20,000	10,000	36,000	
(25年度予算額大幅増/減の理由)	・補助自治会数の増加(1自治会 2自治会) ・老人憩いの家整備補助を統合					
事業費 A	0	10,000	20,000	10,000	36,000	38,000
人件費 B	954	954	954	954	2,054	2,054
総コスト(C = A + B)	954	10,954	20,954	10,954	38,054	40,054
正規職員(1年間の従事人数)	0.13人	0.13人	0.13人	0.13人	0.28人	0.28人
臨時職員(1年間の従事人数)	0.00人	0.00人	0.00人	0.00人	0.00人	0.00人
国県支出金 D	0	3,333	10,000	5,000	10,000	10,000
その他特定財源 E	0	0	0	0	0	0
市の財政負担(= C - D - E)	954	7,621	10,954	5,954	28,054	30,054

25年度、26年度の事業費、人件費は見込額  
臨時職員の給与も、人件費に含みます。

4. 成果指標・活動指標による分析

評価指標	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度目標値	将来目標値
活動 補助金交付件数	件	0	1	2	1	1	27年度 2
指標の定義・説明	自治会の建設要望を整理し、年度あたり2件を目安に補助金を交付する。						
指標の定義・説明							
指標の定義・説明							
指標の定義・説明							
指標に基づく評価	自治会の活動拠点となる集会施設の新築等の整備を支援することにより、自治会活動の活性化が図れる。						

5. 事業の実施を通じた分析

(1) 現在の課題と状況	有効性に課題	効率性に課題	
集会施設の老朽化により新築整備を希望する自治会は多いが、自己資金が少なく補助金を必要としている場合が多い。また、建設資金を会員から調達する際、理解を得られない場合には自治会内で不公平感が生じる恐れがある。			
(2) 比較参考値(他市での類似事業の例など)	平成23年度の中核市の状況:最高額35,000千円から補助金交付無し等		
(3) 事業を廃止・縮小したときの影響	集会施設を新築する場合は、建物の規模、設備にもよるが自治会費で建設することは非常に困難である。		

## 平成25年度事務事業評価 方向性提示シート

所管部署		市民部				市民活動支援課	自治振興担当
事務事業名称		24	18	03	00	自治会集会所建設補助	
今後3年間の方向性	25年度	継		続			
	26年度	継		続			
	27年度	継		続			

## 川越市行政評価・外部評価（市民活動支援課）

### 事業名

自治会集会所建設補助について

・根拠 川越市自治会集会所建設事業補助金交付要綱

・補助額（平成25年度～27年度）

限度額

1,000世帯以上の自治会	2,000万円
700世帯以上1,000世帯未満の自治会	1,900万円
400世帯以上700世帯未満の自治会	1,800万円
100世帯以上400世帯未満の自治会	1,700万円
100世帯未満の自治会	1,600万円

・補助額（平成28年度以降）

上記の基準による補助額と、補助対象となる施設の本体工事費用に4分の3を乗じて得た金額との、いずれか少ない金額。

## 川越市自治会集会所建設事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地域の一体感の醸成や共通課題解決のため、自治会等の地域団体が実施する、子どもから高齢者までを対象としたコミュニティ活動の拠点となる施設の整備で、ソフト事業を組み合わせるハード事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、川越市補助金等の交付手続等に関する規則(昭和54年規則第9号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、埼玉県各市町村と地域団体との協働事業補助金交付要綱第2条第1項第4号に掲げる事業及びこれに準ずる事業のうち、特に市長が認めた事業とする。

### (補助額)

第3条 補助金の額は、補助対象となる施設の本体工事費用に4分の3を乗じて得た額と、次の各号に掲げる自治会の区分に応じ、当該各号に定める額のいずれか少ない額とする。

- (1) 加入世帯が1,000世帯以上の自治会 2,000万円
- (2) 加入世帯が700世帯以上1,000世帯未満の自治会 1,900万円
- (3) 400世帯以上700世帯未満の自治会 1,800万円
- (4) 100世帯以上400世帯未満の自治会 1,700万円
- (5) 100世帯未満の自治会 1,600万円

### (申請書の様式)

第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

### (交付決定通知書の様式)

第5条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

( 状況報告 )

第 6 条 補助事業者は、市長の請求があったときは、補助事業等の状況について当該請求に係る事項を報告しなければならない。

( 検査 )

第 7 条 市長は、必要があると認めるときは、当該事業について随時事業の実施状況、事業の収支を証する書面その他の帳簿類を検査することができる。

( 報告書の様式等 )

第 8 条 規則第 1 3 条の報告書の様式は、様式第 3 号のとおりとする。

2 規則第 1 3 条の報告書は、補助事業完了後速やかに提出しなければならない。

( 補助金額確定通知書の様式 )

第 9 条 規則第 1 4 条に規定する補助金額の確定の通知は、様式第 4 号により行うものとする。

( 書類の整備等 )

第 1 0 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、これを当該補助事業が完了した会計年度終了後、5 年間保管しなければならない。

( 財産処分制限 )

第 1 1 条 補助事業者は、補助事業により取得した財産を、市長の承認を受けないで補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者が補助金の全部に相当する額を市に納付した場合又は当該補助事業が完了した会計年度終了後、5 年を経過した場合はこの限りでない。

( 補助事業の計画変更等 )

第 1 2 条 補助事業者は、補助事業に係る計画変更が生じた場合で次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- (1) 整備場所の変更
- (2) 機能の大幅な変更

(3) 事業費の概ね20パーセントを超える増減変更

- 2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績事後報告)

- 第13条 補助事業者は、補助事業実施年度の翌年度から起算して3年間、当該事業にて整備した施設の利用及び活動状況について、様式第5号により報告しなければならない。

(その他)

- 第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成23年3月29日決裁)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度から平成27年度までの補助金の額の算定については、第3条中「本体工事費用に4分の3を乗じて得た額とあるのは、「本体費用の額」とする。

附 則 (平成25年3月25日決裁)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。